

大仙市建設工事等指名競争入札実施要綱

平成 17 年 3 月 22 日

訓令第 79 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱(平成 23 年大仙市訓令第 号。以下「基本要綱」という。)に定めるもののほか、市が発注する「工事又は製造その他についての請負又は建設コンサルタントその他についての委託(以下「建設工事等」という。)」について指名競争入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(入札執行者)

第 2 条 入札の執行は、契約検査課長(以下「入札執行者」という。)が行うものとする。
ただし、入札執行者が不在のときは、あらかじめ指名した代行者が入札を執行するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札における入札執行の取扱いについては、別に定める。

(指名及び通知)

第 3 条 市長は、大仙市入札契約資格等審査実施要綱(平成 21 年大仙市訓令第 7 - 1 号)の規定に基づき、当該入札に参加させようとする者を指名し、次に掲げる事項を明記した指名通知書(様式第 1 号)により通知するものとする。

- (1) 建設工事等の名称等
- (2) 設計図書等の閲覧場所
- (3) 現場説明等の日時及び場所
- (4) 入札執行の日時及び場所
- (5) 入札保証金
- (6) 最低制限価格及び低入札価格調査制度の有無
- (7) その他必要な事項

2 前項の通知は、到達が確実な方法で行わなければならない。

(指名の取消し)

第 4 条 市長は、入札に参加する者が、当該入札が執行されるまでの間に、大仙市建設工事入札参加者指名停止基準により指名停止された場合は、指名を取り消すものとする。

(参加者の資格)

第 5 条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札に参加させてはならない。

- (1) 入札日において、入札参加資格又は指名を取り消されている者
- (2) 正常な入札の執行を妨げるなどの行為をなすおそれがある者

(入札の場所)

第6条 入札は、原則として市役所会議室において行うものとする。

(入札の準備)

第7条 入札執行者は、予定価格調書、くじその他入札の執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札の執行)

第8条 入札は、入札執行時間に達したときに、入札会場を閉鎖し、入札を開始する旨を告げた後で、入札参加者に入札書を提出させ、又は入札箱に投入させることにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札は、指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出させることにより行う。

3 代理人が入札する場合は、委任状を提出させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることはできない。

5 入札書の金額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載させるものとする。

(入札の秩序)

第9条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札執行の場所から退場させることができる。

- (1) 私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
- (2) 不穏の行動をなす者

(入札書の書換え等の禁止)

第10条 入札執行者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(開札)

第11条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札参加者（電子入札システムにより入札した者を除く。次項においても同じ。）の立会いのもとに行わなければならない。

2 前項の場合において、入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

3 入札執行者は、開札宣言の後、直ちに入札書及び予定価格調書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。

(落札者の決定)

第12条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結す

ることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるとき又はその者が大仙市税及び社会保険料（適用除外事業所を除く。）を滞納しているときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とすることができる。

- 2 入札執行者は、最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とするものとする。
- 3 入札執行者は、落札者を決定したときは、直ちに口頭、書面又は電子入札システムにより、その旨を落札者に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた落札者は、落札決定日以降に発行された次の各号に掲げる書面を提出しなければならない。
 - (1) 大仙市税の滞納がないことを証する書面
 - (2) 社会保険料に滞納がないことを確認できる書面
- 5 落札者が、市が発注した他の工事等において前項第2号の規定による書面を提出している場合は、当該確認書の発行日の属する月内に限り、当該書面の写しを提出させることにより確認できるものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第13条 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定しなければならない。この場合においては、まずくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、次にその順番で落札者を決定するくじを引かせるものとする。
- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにおいては、入札執行者は、電子入札システムによりくじを行うものとする。

(再度の入札)

- 第14条 入札執行者は、開札をした場合において、落札とすべき入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は原則として1回とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。
 - (1) 基本要綱第12条第1項第1号から第5号までの規定により無効とされた入札をした者
 - (2) 基本要綱第12条第1項第6号の規定に基づき無効とされた入札をした者で再度の入札に参加させることが不相当と認められるもの
 - (3) 最低制限価格を設けた場合において、入札金額が最低制限価格を下回った価格で入札をした者
 - 3 前2項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表して行う入札は再度の入札を行わない。

(不調時の取扱い)

第15条 入札執行者は、再度の入札によってもなお落札者がいないときは、入札を打ち切り、指名替え等を行い、新たな入札を行うものとする。ただし、予定価格と最低入札価格との差が小額で、随意契約ができると認められる場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の大曲市建設工事等入札実施要綱(平成13年大曲市訓令第16号)、神岡町工事入札実施要綱(平成14年神岡町要綱第2号)、中仙町入札制度実施規程(昭和62年中仙町訓令第4号)、南外村工事執行条例(昭和30年南外村条例第28号)、南外村工事執行規則(昭和30年南外村規則第16号)、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されたこと等に伴う南外村建設工事の入札実施要綱(南外村制定)、仙北町建設工事入札制度実施要綱(昭和54年仙北町要綱第3号)、太田町建設工事入札制度実施要綱(昭和54年太田町訓令第4号)、中仙町公共工事の入札及び契約の適正化実施要綱(中仙町制定)及び協和町建設工事請負契約関係業務規程(昭和57年協和町訓令第3号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月 日訓令第 号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月 日訓令第 号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月 日訓令第 号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、長期継続契約案件については、第3条の規程を平成26年3月17日から適用する。

附 則(平成29年6月 日訓令第 号)

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 日訓令第 号)
この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 28 日訓令第 号)
この訓令は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。